

鳥栖市投げ込み資料

平成30年5月16日

報道機関各位

鳥栖市市民協働推進課長 佐藤 敦美

実在する団体になりすました架空請求に関する注意喚起について

「法務省」や「アマゾン」、「楽天市場」等になりすました架空請求の相談が、鳥栖市消費生活センターへ多く寄せられておりますので、別紙のとおりお知らせいたします。

市民の方々の消費者トラブルを防ぐため、注意喚起にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 添付資料 ①「法務省」や「アマゾン」等になりすました架空請求にご注意ください！！
②消費者庁ウェブサイト 平成30年4月、平成29年11月掲載分
2. 相談窓口 鳥栖市役所 市民協働推進課 消費生活センター
電話番号：0942-85-3800
相談時間：月曜日から金曜日 9時から16時
3. 本市消費生活センターへの相談件数
平成28年度 全体：541件 架空請求・不当請求：80件
平成29年度 全体：653件 架空請求・不当請求：171件

(担当)

市民協働推進課消費生活センター係 竹上

TEL 85-3800

「法務省」や「アマゾン」等になりすました架空請求 にご注意ください！！



1. 「法務省」のなりすまし

「法務省からはがきが届いたため、記載された電話番号に連絡したところ、金銭を要求された」というご相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

鳥栖市内でも「はがきが届いた」というご相談や情報提供が多く寄せられています。ご自宅にはがきが届いても、連絡しないようにしてください。

2. 「アマゾン (Amazon)」や「楽天市場」等のなりすまし

「アマゾンから有料動画の未納料金があるという内容のショートメールが届いた」、「楽天市場から、注文していない請求がメールが届いた」というご相談が寄せられています。身に覚えがない場合、架空請求の可能性が高いため、連絡しないようにしてください。

3. 鳥栖市消費生活センターに寄せられた「不当請求・架空請求」の相談件数



平成29年度は、なりすましのはがきに関するご相談が、平成28年度に比べて急増しました。全体の相談件数に占める不当請求・架空請求に関する相談の割合は、平成28年度の13%に対して平成29年度は26%と倍増しています。

お問い合わせ・ご相談は、鳥栖市消費生活センターへ

窓口：月曜日から金曜日

相談員は、午前9時から午後4時まで在席しています

電話番号：0942-85-3800

場所：鳥栖市役所1階 市民協働推進課内

